

提出 順番	No. 4	令和 4 年 2 月 24 日 午前・ <del>午後</del> 3 時 45 分
----------	----------	---

令和 4 年 2 月 24 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 中橋 友子



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
自治体デジタル化推進事業の取組と課題	<p>デジタル改革関連法が 2021 年 5 月に成立しました。「デジタル社会形成基本法」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」は地方自治体に関係し、2020 年 12 月には、「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」（自治体DX）が総務省から発表されています。地方行政のデジタル化推進業務として、①国・地方を通じた行政手続きのデジタル化、②地方公共団体の情報システムの標準化、③AI の活用、④人材面での対応、⑤データの利活用と個人情報の保護制度の 5 点を掲げ、2026 年 3 月までの 5 年間で計画を実施するよう求めています。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものであり、地方自治においても「住民の福祉の増進」のために、有効に活用されるべきものですが、膨大な事業をどのように取り組んでいくのか、標準化により自治体の独自性は失われないか、町民の合意が得られるのか、高齢者など置いてきぼりの住民は生み出されないか、個人情報保護は保たれるのか、窓口のAI化を始め職員の削減につながらないかなど懸念される事項は少なくありません。特に、推進計画の手順書には、民間と行政の連携強化が打ち出され、民間デジタルビジネスの新たな価値の創出が強調され、行政の膨大な情報の流出が懸念されています。</p> <p>そこで、デジタル化事業に対する幕別町の考えと、5 年間という短期間に、どのように取り組んでいくのか以</p>

	<p>下の点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 デジタル事業に対する評価は。</li><li>2 事業推進の計画と体制は。また外部からの人材登用が推進されているが、情報保護のために職員を充足し対応を。</li><li>3 公務の公正性を確保し、町民と職員の意見が反映される体制を。</li><li>4 国基準に合わせた、個人情報保護条例の改正が必要となるが、これまでも増して個人情報、行政情報の保護が担保される対応を。</li><li>5 国の定める「17 業務を対象とする標準化」により、町の独自サービスの実施が困難になりかねない。デジタル化による問題点の改善を国に求めていくべき。</li></ol>
--	---

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。